

○内閣府告示第百十九号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第三項第一号、第二十八条第二項第二号及び第三号、第二十九条第三項第一号、第三十条第二項第二号から第四号まで、附則第六条第一項、第九条第一項第一号イ、第二号イ(1)及びロ(1)、第三号イ(1)及びロ(1)並びに子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）第四条、第五条、第六条、第七条、第九条、第十条、第十一条、第十二条並びに第十三条の規定に基づき、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特別利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎

特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示

特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成二十七年内閣府告示第四十九

号)の一部を次のように改正する。

第一条第二十五号の表二百七十一人以上三百人以下の項中「四人」を「五人」に改め、同表三百一人以上四百五十人以下の項中「五人」を「六人」に改め、同表四百五十一人以上の項中「六人」を「八人」に改める。

同条第三十五号の次に次の二号を加える。

三十五の二 指導充実加配加算 当該施設等において、その利用定員（法第十九条第一項第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）二百七十一人以上の場合であつて、講師を配置する場合に加算されるものをいう。

三十五の三 事務負担対応加配加算 当該施設等において、その利用定員二百七十一人以上の場合であつて、事務職員を配置する場合に加算されるものをいう。

同条第五十一号の次に次の一号を加える。

五十一の二 チーム保育推進加算 当該施設等において、年齢別配置基準等を超えて保育士を配置し、チーム保育に係る体制の整備を図るとともに、職員一人当たりの平均勤続年数が十五年以上である場合に加算されるものをいう。

同条第五十六号の次に次の一号を加える。

五十六の二 事務職員配置加算 当該施設等において、その利用定員九十一人以上の場合に加算さ

れるものをいう。

第十七条中「賃借料加算」の下に「、チーム保育推進加算、入所児童処遇特別加算」を加える。

別表第二を次のように改める。

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を内閣府子ども・子育て本部に備え置いて縦覧に供する

とともに、内閣府のホームページにより公表する。）

別表第三を次のように改める。

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を内閣府子ども・子育て本部に備え置いて縦覧に供する

とともに、内閣府のホームページにより公表する。）

附 則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。